

議案第63号

南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

南風原町子ども医療費助成条例(平成6年南風原町条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

子ども医療費助成の助成方法に現物給付方式を追加することに伴い、南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

南風原町子ども医療費助成条例（平成6年南風原町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「助成対象者が一部負担金を支払った場合において、当該支払額」を「一部負担金の額に相当する金額」に改める。

第13条を第15条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条の見出し中「助成の方法及び」を削り、「助成金の」の次に「請求又は」を加え、同条第1項を削り、同条第2項中「助成金の」の次に「請求又は」を加え、同項を同条とし、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（現物給付による助成）

第7条 町長は、助成対象となる子どもが保険診療を受けたときは、当該保険診療に係る保険医療機関等からの請求に基づき、当該保険医療機関等に対して一部負担金の額を支払うことにより助成するものとする。ただし、保険医療機関等が助成対象者から一部負担金の支払を受けている場合は、この限りでない。

（償還払いによる助成）

第8条 前条の規定にかかわらず、助成対象者が一部負担金を保険医療機関等に支払った場合には、町長は、規則で定めるところにより、当該助成対象者からの申請に基づき、一部負担金等を助成するものとする。

附 則

この条例は、平成29年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。